

図書館ブランディング事業業務委託基本仕様書

- 1 業務名 図書館ブランディング事業業務委託
- 2 契約期間 契約締結日 ～ 平成31年3月20日
- 3 業務場所 岐阜市長が指定する場所
- 4 コンセプト 「ぎふで暮らしているみんなの誇りとなるような、身につけていることがワクワクするような、かっこいい、未来志向型のブランドバッグを生み出す」

5 内 容

開館から3年が経過した岐阜市立中央図書館は、先進的な図書館であるイメージが定着つつある。そこで、このイメージにふさわしい魅力あるオリジナルバッグを製作する。

6 製作するバッグについて

- (1) バッグの企画、デザイン、素材については、提出されたデザイン案、企画提案等に基づき、発注者と協議の上調整し、契約締結後に製作するものとする。
- (2) 挿入する文字、キャッチコピー、ロゴ等については、発注者と協議の上決定するものとする。
- (3) 本を入れて持ち運べること。
- (4) バッグは500個納品すること。
- (5) 納品後、岐阜市立中央図書館にて販売を行うが、販売は図書館職員が行い、売り上げ金は岐阜市の歳入とする。
- (6) 使用するイラスト等は、肖像権を侵害しないものに限る。
- (7) 製作されたバッグに関する一切の著作権は、岐阜市に帰属するものとする。

7 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書の定めるところにより、事業完了後に市が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受注者に対して支払うこととする。

8 業務の一括委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、市が承認した場合に限り、業務の一部を第三者へ委託し、又は請け負わせることができる。その場合には、委託内容によっては、再委託先が検査の対象となる場合があるため留意すること。

9 個人情報の取扱い

受注者が業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）、岐阜市個人情報保護条例施行規則（平成16年度岐阜市規則第10号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

なお、個人情報の漏えい等の行為には、岐阜市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合がある。

10 守秘義務

受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことはできない。また、自己の利益のために使用することもできない。業務完了後も同様とする。